

案の 9

2 国際第 1 0 2 8 号

関税割当公表第 7 2 号の 2

令和 3 年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)のうち学校等給食用のもの以外のもの(以下「学校等給食用以外の脱脂粉乳」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途別の割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

学校等給食用以外の脱脂粉乳(関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)別表第 1 第 0 4 0 2. 1 0 号、第 0 4 0 2. 2 1 号及び第 0 4 0 2. 2 9 号に規定するもの)

2 用途別の割当数量

(1) 配合飼料製造原料用	7 3, 7 5 3 トン
(2) 沖縄還元乳製造原料用	1, 1 3 0 トン
(3) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用	9 0 トン
合計割当数量	7 4, 9 7 3 トン

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和３年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の関税割当てについて（令和３年３月１１日付け２国際第 942 号関税割当公表第 72 号）による。